

I. 今回、結核予防法を感染症法に統合する理由

1. 結核予防法の問題

- 特定の感染症の病名を冠した法律については、差別・偏見の温床となるなど、人権上問題がある。
- 結核予防法に基づく入所命令、公費負担医療等の適用を中心に、従来、法の趣旨、規定に適合しない通知による運用が行われていたが、ハンセン病問題に関する検証会議報告、平成16年法改正の施行（人権の保護に配慮する責務規定の施行）を契機に、基本的人権の制約に関する規定等の適用を法律の範囲内で適法に行うようにしたところである。
- 公衆衛生上、人権の制約が必要な場合の措置をはじめ、感染症対策の基本原則については、法律の規定に基づくことが必要である。しかるに、結核予防法には、一般法に統合せず固有の法律として存置した一方、感染症対策に必要な人権制限に関する権限規定を個別の疾病について設けることは人権上問題があり、現に必要な公衆衛生上の措置については、対応できないという問題が顕在化しているところである。

2. 生物テロ対策等の必要性の高まり

- 今回の法改正は、大規模・無差別テロの脅威が、我が国の周辺地域にまで及んできているといった、国際テロ情勢を踏まえ、政府として迅速に対応すべきテロの未然防止に関する行動計画の一環として、生物テロ等を念頭に置いた、人為的感染を含めた感染症の発生、まん延の防止に対処しうる感染症対策の総合的な法体系の整備するものである。
- 結核についても、他の感染症と同様の事情が当てはまり、多剤耐性結核菌をはじめ、現に複数の施設・機関での保管の事実が確認されている中で、生物テロ等の人為的感染を含めた総合的な感染症対策から除外することは、国民の生命を預かる上で適当ではなく、人権にも配慮した一般法である感染症法体系での確に対処すべきと考えている。
- なお、固有の疾病に対応する結核予防法の法改正としては、平成16年法改正で一定の対応がとられたが、結核予防法において、権限強化や新たな人権保障と入院措置等の感染症一般の基本原則に関わる規定やテロ対策等を含めた広汎な権限規定を、新たに規定していくことは人権上も問題があり、法制上、適当でないと考えている。

3. 法の廃止と対策の廃止との相違

- 結核対策を廃止するには時期尚早との指摘があてはまるが、法的な措置を含め、感染症法の下で結核固有の対策を継続するものであるから、あてはまらない。

Ⅱ. 結核病床を有する指定医療機関と第二種感染症指定医療機関との整理

- 結核については、二類感染症に位置づけることにより、入院勧告又は措置を行えるよう、法制上の整備を行うことにより、従来の命令入所に比べ、より人権に配慮した、実効性の高いまん延防止策を取れるよう法律案を検討しているところである。
- 一方、結核患者病室、気管支鏡検査、採痰、吸入などの区域の空気は結核による感染を媒介しうるため、入院治療において、他の疾患の患者とは別の区域に入院させることが必要となることがある。
- そのため、結核病床有する指定医療機関を第二種感染症指定医療機関と見なして運用することも含め、現行の医療体制に大きな変更がないよう、検討しているところである。